

接続約款変更届出書

令和5年12月22日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

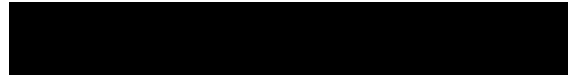
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 わ いや れ す し て い ぶ ら ん に ん ぐ か ぶ し き が い し ゃ
Wireless City Planning 株式会社
だ い ひ よ う と り し ま り や く し ゃ ち ょ う け ん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年1月4日
------	----------

別紙

当社接続約款第4条第1項で準用する特定事業者の接続約款の規定を別添のとおり変更します。

参考(当社接続約款第4条)

(特定事業者が定める接続約款の準用)

第4条 当社の第2種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第2種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第34条第2項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。

2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表1はこの約款の別表1に、特定事業者接続約款の別表2は、この約款の別表2に定めるとおりとします。

(SB)接続約款新旧対照表

別添

新					旧				
(特定電子メールの取扱い) 第 50 条 当社及び協定事業者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)第 10 条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。					(特定電子メールの取扱い) 第 50 条 当社及び協定事業者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)第 10 条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。				
料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額					料金表 第 1 表 接続料金 第 2 網使用料 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(1) 直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	187,960 円	月額
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	18,796 円	月額	
	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	154,677 円	月額		令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	188,327 円	月額
		(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	15,467 円	月額			(イ) 10Mbps を超える 1Mbps ごとに	18,832 円	月額
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)

	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
(2) 5G(NSA方式)直収バケット接続機能(L2接続)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	187,960円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	18,796円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	154,677円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	188,327円	月額
		(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,467円	月額			(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに	18,832円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
(3) MVNO回線管理機能	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	92円	月額

	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>93</u> 円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>81</u> 円	月額
	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
附則 (略) <u>附 則(令和5年12月21日 MKS2312190001500001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和6年1月4日から実施します。</u>					附則 (略)				